羽村市告示第１６２号

公　示　送　達　書

下記の書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、送達を受けるべき者の申出によりいつでも交付する。

令和８年１１月９日

東京都羽村市長　　橋　本　弘　山

記

１　送達すべき書類
令和６年度、令和７年度、令和８年度　固定資産税・都市計画税納税通知書

２　送達を受けるべき者
湯川　孝子

３　保管場所
東京都羽村市緑ヶ丘五丁目２番地１
羽村市市民部課税課内